

「山形市国際交流センター民間団体活動室」をご利用ください。

山形市国際交流センターでは、本市の国際交流の推進及び多文化共生社会の実現を目的とした活動を行う団体及び個人に対して活動の場を提供し、国際交流、国際協力及び国際理解活動を支援するため、2タイプの活動室を用意しております。（使用料無料）

定員	「活動室1」--45名 「活動室2」--36名
利用時間	午前9:30～午後10:00
申込受付時間	午前9:30～午後6:15
休館日	毎週月曜日、祝日、 月曜日と祝日が重なった場合の翌日、 年末年始(12月29日～1月3日)



活動室1



活動室2

申し込み/問い合わせ

山形市国際交流センター(霞城セントラル2階) ☎023-647-2275

1 使用できる方の範囲

民間団体活動室（以下「活動室」という。）を使用できる方は、山形市における国際交流の推進及び多文化共生社会の実現に資することを目的とした活動を行う5名以上の団体及び個人の方で、かつ下記各号のいずれかにも該当しない場合とします。

- (1) 営利を目的として使用しようとするとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他センターの管理上適当でないとき。

2 使用の申し込み・許可

使用する方の区分に応じ、それぞれ下記各号に定める期間に国際交流センター窓口又は電話にて予約受け付けいたしますが、同期間内に必ず『使用許可申請書(様式1)』を提出してください。

活動室の使用を許可したときは、『使用許可証(様式2)』を交付いたします。

また、『使用許可申請書(様式1)』を提出する前に、変更又は取消しする場合は、直ちに国際交流センターへ報告してください。

(1) 国際交流民間活動団体として登録している団体

使用日の属する月の前二月の初日から前日（休館日の時は前開館日）まで
ただし、夜間使用は一週間前まで

例：9月20日に使用する場合 7月1日～9月19日(休館日の時は前開館日、夜間は使用日の1週間前まで)

(2) 上記以外の団体及び個人

使用日の属する月の前一月の初日から前日（休館日の時は前開館日）まで
ただし、夜間使用は一週間前まで

例：9月20日に使用する場合 8月1日～9月19日(休館日の時は前開館日、夜間は使用日の1週間前まで)

3 使用について変更が出たとき

『使用許可証(様式2)』を受け取ったあとで、その内容を変更又は取消しをしようとするときは、電話等にて連絡の上、『使用変更・取消許可申請書(様式3)』に『使用許可証(様式2)』を添えて国際交流センター窓口へ提出してください。

変更又は取消しを許可したときは、『活動室使用変更・取消許可証(様式4)』を交付いたします。

4 使用許可証の提示

使用する方は、使用日に『使用許可証(様式2)』を国際交流センター窓口へ提示し、日時、使用室等について職員の確認を得た上で、活動室を使用してください。

5 原状回復の義務

使用が終わったときは、直ちに原状に回復し、必ず職員の確認を得てください。